

第二章 草創期の活動

一、発足当時の労働・経済状態

経済再建の選手をもつて自任した経済同友会は、先ず何から手をつけたか——このことを述べる前に、物情騒然たる当時の労働経済状態を概観しておいた方がよさそうである。

創立総会の翌五月一日は、十一年ぶりに再現された第十七回メーデーであつた。東京では皇居前広場に約二十万人の労働者、学生が参加、赤旗の波のさわめく中で、「保守反動政權反対、社会党を首班とする民主人民政府を即時樹立せよ」などの決議が行われた。このメーデーに示された大衆の圧力は、当時最も差し迫つた問題となつていた食糧獲得に向けられた。「食糧の人民管理を実現するために、一大デモンストレーションをもつて、人民の意志を無視して出来つつある吉田保守党反動政府を粉碎し、民主人民政權確立の闘争に起ち上れ」といういかめしい共産党の声明に應じて、五月十九日皇居前に二十五万人の労働者、農民、市民が集まり、飯米獲得人民大会、いわゆる食糧メーデーをくり広げた。あたかも吉田自由党総裁は組閣の最中であつたが、組閣本部である総理官邸はデモにとりまかれ、また共産党の徳田球一氏らが決議と要求を携えて官邸にのり込むなどの強圧の前に、吉田総裁は一時組閣を断念せざるを得なかつたほどであつた。四月二十二日幣原内閣が総辞職してから第一次吉田内閣が五月二十三日に成立するまでの約一カ月間は、まさに革命的昂揚の中における半無政府状態を現出し、空前の政治危機であつたのだ。

労働攻勢は二十一年に入つて組織的に發展し、三月一日労組法施行とともにいよいよ力づけられ、さらに政治的デモにまで高まつていつたが、この労働攻勢の波を政府は手をこまぬいて眺めていたわけではなかつた。また占領当局もいつまでもこれを黙認してはいなかつた。先ず政府による反撃の第一歩は二十一年二月一日内務、司法、商工、厚生各相によるいわゆる四相声明であつた。これは一月末日本鋼管鶴見製鉄所の生産管理闘争から派生した暴力事件を契機に出されたものであるが、これによつて「労働争議における暴行、脅迫または所有権侵害に対して、政府は今後これを看過せず、断固処断する」ことが明かにされた。当時これが総司令部の了解によるものかどうか問題になつたが、経済科学局労働課長代理コンスタンチノ大尉は記者会見で「四相声明を承認したこともないし否認したこともない。問題が起きた時は、日本政府の裁判の決定による」と述べ、総司令部の労組に対する考え方の転換がほの見えた。この四相声明について当時言論界でも「労働運動全般にわたる現内閣の弾圧政策の片りんをうかがわせたものである」（二月三日、毎日）とて、労組の自重を要望する声が出て來ていた。

果してメーデーを境にして総司令部の態度は明かに一変した。即ち五月十五日の対日理事会でアチソン米代表は、同會議に提出されたメーデー決議による諸願書を手にして「アメリカは共產主義を歓迎するものではない」と言明、さらに食糧メーデーの翌五月二十日には、マツカーサー元師は「訓練されていない分子がやりはじめている暴力行為は今後続けることは許されない。そうした行動は秩序ある政治をおびやかすのみならず、占領それ自体の根本目的とその安全性に対しても脅威となるものである」とて、大衆示威運動の行過ぎに対する重大な警

告を發したのであつた。ここにおいて労働運動の限界と、総司令部の抱く「民主化」の性格が明かになつた。総司令部はいわゆる資本主義的に合理的な経済、労資間におけるフェア・プレーの再建されることは期待していたが、労組の指導者が民主化の名のもとに資本否定の方向に労働運動を引きずつて行くことには、断固としてこれを阻むということがわかつたのである。

次いで吉田内閣は六月十三日、「社会秩序保持に関する声明」を發表、「爭議に際して暴力が使用される時には嚴重取締る」こと、および當時さかんに行われていた生産管理職務に対しても、これは「正当な爭議行為と認めたい。これを放任しておくついに企業組織を破壊し国民経済を混乱に陥入れる恐れがある」と述べたが、このようにして、労資関係を軌道に乗せようとする政府の積極的な意図は漸次明かになつて來ていた。

一方、経済政策においても、政府はもはや手放してインフレを放任しているのではなかつた。二月十七日には「金融緊急措置令」を、三月三日には「物価統制令」を、相次いで出し、またいわゆる「五百円生活」の枠も打ち出した。さらに戦時補償の打ち切り、財産税の徴収など一連の戦後整理措置をも積極的に構想として描いていたという段階であつた。おくればせで、しかもしぶしぶではあつたが、見かけは恐しい荒療治を、総司令部の後でやり出していた。

その過程をみるとかういうことである。——大体戦後約半年の間政府が爆発的なインフレに対して放任の態度をとり何らの策をも講じなかつたのは、一挙に恐慌が到來することを恐れたからであつた。はつきりいえばイン

フレのおかげで企業は倒壊を免がれ、終戦による打撃から立ち直るだけの時をかせぎ得たのであり、ひいては企業に莫大なかねをつぎ込んでいた銀行も傷をあらわにせずすんだ。これはまた社会不安をある程度緩和したのであつた。むずかしくいえばこのインフレは日本の経済をまもるためにそのまま放っておかれたのであり、従つて総司令部もある程度まではこのインフレ放任政策を容認していたふしもあつたわけだ。

しかしこうした政策がいずれ壁につき当るのは当然である。即ち物価の奔騰に伴つて生計費がかさばつた。生鮮食料品の統制がはずされた。(二十年十一月二十日)そこへ財産税徴収のうわさが流れたので換物運動がはじまつた。こうしたことから急に現金に対する需要が高まつて来て銀行預金がどんどん引き出されて来た。こうなつてはもう手放しではおられない。そこで政府はついに二月十七日金融緊急措置をとつた。つまり旧円を強制的に銀行に預けさせ、預金の払出しを制限し、月五百円の新円生活を打ち出したのであつた。このモラトリアムによつて銀行はほつと一息ついた。これによつて銀行の資力は強化された。まさにこの頃から産業部門に対する銀行の発言権が強くなつたのだ。

政府は金融緊急措置に次いで、三月三日物価統制令を出して、いわゆる「三・三物価体系」というものをうち立てた。これはお米と石炭の価格を中心にして、食糧、工業製品その他の価格を決定し、またこの価格の体系のもとで標準的世帯の生計費を五百円と決め、さきの金融緊急措置の効果と相まつて「五百円生活」を物価の面から裏づけようとした。なおこの価格体系をくずさないために、その中心をなすお米と石炭に対しては、生産者価格と消費者価格との差について価格調整補給金というものを支給することとした。生産原価よりも安く売つて物

値安定に協力させるために政府から差額を補つてやるのである。

こうしたいろいろの手段によつて、政府はインフレを抑え、経済を安定させて、半身不随になつていた生産力に活を入れようとしたわけである。しかし病根はなかなか深かつた。これらの思いきつた措置をとつてもインフレは止らなかつた。金融緊急措置によつて一時少くなつた日銀券も、翌月から増大しはじめた。また公定価格もこれを毎月改訂せねばならぬというありさまであつた。貸金と物価の悪循環が起つたのである。即ち政府職員以外の労働者は生計費のあがるのに応じて賃上げを要求、次々にこれを貫徹していつたが、それがまた物価にはね返つていつたのである。

こうした根強いインフレ傾向を前にしながら第一次吉田内閣（金融措置から三月のちの二十一年五月成立）の石橋蔵相は、資金のより一層の注入によつて生産の再開を推進しようとする意識的なインフレ政策をとつたのである。これは戦後インフレの第二期と呼ばれている。即ち石橋蔵相は七月二十五日、第九十議会の財政演説でこういつた。「国に失業者があり、遊休生産要素の存する場合の財政の第一要義は、これらの遊休生産要素を動員し、これに生産活動を再開せしめることにある。この目的を遂行するためならば、たとえ財政に赤字を生じ、ために通貨の増発を来すとも何ら差支えない。それどころか、かえつてこれこそ真の意味の健全財政であると信ずる」と。まさに石橋蔵相は典型的な自由経済論者であつた。

二、「生産管理問題」を検討

背景の叙述が少しくどすぎたようだが、要するに「大変な時期であつた」ということがわかれればよいのである。——インフレの激化、労働攻勢の異常な昂揚、こういう状態に配するにようやくと目的意識を持ちはじめた弱体政府があつた。そして財界はどうであつたか。当時総司令部にいた米人の学者の目にはこううつていた。「経営者側についていえば、労働組合の積極的戦術に押されて、極端な無抵抗意識にとらわれていたために、多くの経営者は重要な経営機能を組合に渡すという状態になつていた。そして全般の状況は混沌たるものがあつた」と書いている。

このような混沌とした状況の中で経済同友会はどうして経営者の道をきり開いていこうとしたのか。当時の気持は恐らく次のようであつたと思われる。即ちこの段階においては、旧い資本主義的な考え方をもつて、労働攻勢と正面から対決するようなことは無意味であつた。白紙の立場に立ち返つて、日本経済の現状を足もとから見直すことが必要であつた。先ず「民主化」ということをじっくりと考えてみることであつた。狂瀾怒濤の中で却つて独り意気さかなな労働組合のいうことに、落着いて耳を傾けることも無駄ではなかつた。——かくて五月初の幹事会では、諸井貫一の發議で、当時要路に配布されていた外務省調査局特別委員会調製の「日本経済再建の基本問題」というパンフレットの研究することに決めた。その他進んで経済状況について専門家の話をき

くことを申合わせた。差当り当面の問題について対策を検討するため「労働問題研究」「補償打切対策研究」の二つの委員会をつくつた。野田信夫、堀田庄三がそれぞれ委員長に推された。なお各政党の政策をきくため「政策研究会」を設け、諸井当番幹事がこれを担当することとした。

こうして同友会の仕事は勉強からはじまつたのである。勉強の内容に少しふれてみると「日本経済再建の基本問題」研究会は六月中に前後三回にわたり、日比谷の市政会館の一室で、そのパンフレットを中心になつてまとめた大来佐武郎技官を講師として開かれた。この論文についてはその後九月半は大来技官からの要請で批判の会が開かれたが、その席上、郷司浩平、鈴木治雄などから、(一)原子力産業の革命的性格について全然触れていない、(二)労使問題の基本的な分析と対策が明かでない、(三)企業の経営形態に対する具体案がない——などと、實際家の立場からの割合突込んだ批判がなされた。同友会の批判精神は出足から健在であつたわけである。

また六月、渋沢敬三元蔵相を招いた会では、同氏から「日本の経済人はいままで統計に無関心で、すべて思いつきによつて仕事を進めて来た。従つて経済再建という重大問題に当面しても、数字に基づく計画が樹てられない実情にある。今後は民間人が特に統計に関心を持つよう努めてほしい」と説かれ、一同感銘したという。いまから考えるとおかしいようだが、当時は「数字」の重要さを感激をもつて再認したのである。

勉強ではなく意見活動として最初に取組まれた問題は「生産管理」と「補償打切」であつた。生産管理は有力な労働争議手段として当時さかんに行われ、経営陣営が直面している問題であつたし、また補償打切は政府が「これを実施する」との方針のもとに準備していた問題であつた。

生産管理は二十年十月読売新聞争議ではじめて行われた戦術で、ついで十二月には三井美唄炭鉱、京成電鉄の争議でも採用された。しかしこれが一般化したのは二十一年に入ってからであつた。賠償問題の未確定、資材不足、インフレによる見通し難などから、経営者が生産再開に手をつけられなかつた状態につけこんでの新しい争議手段である。当時の労組側の感覚としては次のようであつたと考えてよからう。ある左翼の労働評論家はこう書いている。

「労働者は自分たちの生活権を確保してゆくため、戦争によつて荒廃した生産を復興し、軍需産業を平和産業に切りかえてゆかねばならぬことを知つていた。一方独占資本家たちは、生産サボによつて一切の戦争の負担を労働者をはじめとする勤労人民に転嫁し、物資の隠匿とインフレーションによつて私利をほしきままにしようとしていた。こういう状態のなかで、生産管理は資本家階級に打撃をあたえうる最も有効な戦術であつたばかりでなく、一般市民、農民をふくめた広汎な諸階層の利益とも一致していた。」

ついでにもう一つ引用してみる。生産サボについてである。

当時、中労委員長として生産管理問題の処理にも関係のあつた荒畑勝三（労組側）、桂梟（中立）、岡田完二郎（使用者側）の各氏の回想によるとうだ。（中労委編「労委十年の歩み」より）

荒畑 「生産管理というのは、とにかく共産党が初めから方針として打ち出していたものです。日本の産業復興はゼネストと生産管理だということを、方針としていましたからね。」

桂 「その当時、向うの連中は経営者のサボとさかんに云つたものですが、實際サボだつたのでしうか。意識的にサボをしたのか、それともどういふふうにして手をつけていいかわからないから資材を抱いていたのか。」

岡田 「サボじやない。資材もないのです。やろうとしても實際できなかつた。経済が動いていないから……。それをサボと言つたのです。」

つまり「サボるつもりはないけれども、サボらざるを得なかつた」のだ。これは個人の意識ではサボではないかも知れぬが、社会的にはやはりサボであつた。要するに日本の国民経済はまさに行詰つていたのである。

生産管理問題を検討した同友会の労働問題研究委員会でもこうした見方に立つていたものらしく、七月上旬にいたり「現在の特殊事情からみて生産管理を全面的に否認することは必ずしも適當でない」との結論を出した。その主な理由は「最近企業経営者中には、生産意欲の低調なもの、経営の改善に無関心のものがあることは事實である。かかる企業で罷業、怠業を行うことは、爭議手段としての有効性がほとんど失われる」というにあり、労組の爭議権の有効な行使に対して、これを必然的なものとする見解を表明していた。そうした見解の根底としては「当時、経営者が企業を放てきして逃げてしまつたような無責任なことも時々あつたが、とにかく物資欠乏の際、生産をあげることが大切でもあるので、そのような場合には生産もやむを得ぬだろう」といつた實際的な氣持が横たわつていたようである。

委員会の案は、生産管理に対して次の措置をとることを主張している。

一、通常の業務を通常の経営者が行う方法によつて継続する限り、業務と生産を一時的に従業者の手で行うことについて、官憲は干渉を差控えること。

一、生産管理に暴行、脅迫、不当な財産処分が伴う場合は、その個々の行動について取締を行う。

一、生産管理が行われるにいたつた場合、使用者側、労働者側は労働委員会に通報すること。

要するに、現実には生産が行われてしまった場合、これを仲裁によつて円満に解決しようという点に重きをおいているのであるが、あたかもこれより約一カ月前の六月十三日、吉田内閣が「社会秩序維持声明」で「生産管理を合法と認めず」との見解を公式に表明したあとでもあつたためか、この案が提出された七月十日幹事会ではかなり激しい論戦が行われ、結局発表を見合わせることになつた。この幹事会における論争は、経済同友会に底流していた民主化をめぐる二つの思想の対立を示すものであつた。これは同時に当時の財界における考え方の上での二つの流れを反映していたともいえる。しかも同友会においては、長い目でみて、どちらかといえば進歩的な考え方の線が一貫して保持されて来たかとみてよからう。

三、「国家補償打切」に声明

当時財界の当面していた主要な問題は戦時補償の打切であつた。はじめに問題の経過をたどつてみ

る。——この問題の発端は二十年十一月二十二日、総司令部が「戦時利得税および財産税の創設」を指令したとである。つまり「日本人のすべてに戦争はもうからないことを示すために、昭和二十一年中に戦時利得を排除する法案を議会に提出する」ことを日本政府に命じた。次いで総司令部は十一月二十五日「戦時補償の凍結」を含む財政改革を指令した。

そこで時の政府も問題の検討に入つたが、それが成案にいたるまでには次のような諸段階があつた。

一、幣原内閣の渋沢蔵相が先ず立案し、二十一年一月に発表した。これは財産税、個人財産増加税、法人戦時利得税の三税を設け、合計一千億円を徴収する、これによつて富の再分配を徹底的に行うとともに、その税収を国債の償還に充てて財政の整理健全化を図り、インフレ防止、経済再建に資するという構想である。この考え方によると政府は戦時補償を支払うが、「やるものはやる代りに、とるものもとる」という線であつた。

二、二十一年五月、日本の税制改革援助のため、レオ・チャーン氏が米國から来日、政府の財産税計画を検討した結果、戦時補償を全面的に打切ることによつて名目資産を整理する方が適當であるという結論に達した。そこで「戦時補償は打切るが、財産税の規模は小さくし、法人財産税はとらない」ことになつた。つまり財産税は個人財産税一本となり、税収見込額も当初の一千億円から四百三十五億円に減少した。つまりこれによつて法人に対しては「とるものをとらないが、やるものもやらぬ」という考え方になつたのである。

三、七月十九日の対日理事会においても、ソ連、英國の両代表が補償全面打切を提案するにいたつて、この問題は決定的となり、吉田内閣は八月八日の閣議で、戦時補償全面打切を正式決定、直ちに準備に着手した。

こんどは財界の動きである。——戦時補償打切が確定するまで、財界の反対は非常に強く行われた。政府がその結論をためらったのもそのためであるが、チャーレン氏の来日や対日理事会の強い空気によつて、財界もついに反対論を引込めざるを得なくなつた。当時財界においても水ぶくれした「擬制資本」は切りすてた方がよいということはわかつていたのであつたが、これを急激に実施すれば忽ち大企業が破産に瀕し、それはさらに銀行資本にも決定的な影響を与え、資本主義の基盤である信用制度を崩壊に導くことが恐れられていたのである。数字で説明すると二十一年三月末の全国銀行勘定で銀行の総貸出額が千百十億円、そのうち七十五%にあたる約八百三十五億円が軍需融資その他補償打切で影響を蒙る貸出であつた。従つて企業のみならず銀行も補償打切に反対していたわけであつた。

経済同友会は堀田庄三を中心に国家補償問題研究委員会を設け、大体右のような立場から「打切には強く反対する」という線で検討していたが、もはや打切決定の線が動かさなくなつてしまつたので、その及ぼす影響の面から問題を取りあげ、政府の善後策を要望するという態度でのぞむことになつた。影響面として恐れられたのは、打切後における企業整備と、これに基く失業の増大、および生産の減退についてであつた。当時、厚生省が明かにした二十一年末の推定失業者数によると顕在五百十七万人、潜在二百十五万人、計七百三十二万人であつたが、そこへ補償打切に伴つて企業の整理が行われると二百万人からの失業者が新たに出現すると予想されていた。さて経済同友会は七月十日「国家補償処理に関する声明」を決定、十一日発表した。これは同友会が公式に発表した最初の意見書であつた。

意見書は先ず「政府はこの未曾有の大外科手術を、果して社会的、経済的秩序を混乱せしめずして断行できる自信と具体的な方策を用意しているのだろうか」と問い、次の問題点を挙げている。即ち

(一) 補償打切によつて債務が支払えなくなつたために整理される企業は、必らずしも今日の日本にとつて役に立たない企業ではない。これをどうして生かしてゆけるか。

(二) 企業整理の結果ほうりだされる大勢の失業者を救う計画を持つてゐるか。これをすてておけば社会不安と思想の混乱を来すであらう。

(三) 信用組織の破壊を防ぐために間違ひのない手を打つべきだ。

意見書は最後に、問題进行处理するに当つて官僚が得手勝手なまねをせず、議會、言論機關のほかに、有力な経済団体、労組など専門家層の意見も十分に尊重し、官民の相談すくでやつてもらいたいと要望している。

このような要望は適切であつたので政府もこれを参考にしたらしい。即ち政府は(一)金融緊急措置令施行規則の改正、(二)会社経理応急措置法および金融機関経理応急措置法の施行、(三)企業再建整備法および金融機関再建整備法の施行——といった一連の措置により、補償打切の結果、企業および金融機関が蒙る損失を一定限度に食い止め、倒産を防止することに努めた。またこれらの措置の一環として「復興金融金庫法」が十月八日公布、その正式開業日である二十二年の一月を待たずに、八月から興銀の復興金融部で同じ性質の業務を開始したのも、国家補償打切によつて企業がかねの面で余り困らないようにするための対策であつたのだ。

四、初の臨時総会開く

経済同友会は九月六日工業倶楽部で臨時総会を開いた。発足後約四カ月であつたが、会員は一般会員百六十九名、特別会員十一名、計百八十名に達していた。創立総会の時の二倍以上である。

当時の事務局日誌にはこんなことが書いてあつた。「我々の会の活動は各方面の注目をひき、毎日のように入会申込や活動状態の問合せが殺到するという盛況ぶりである。幹事諸君もまた、この暑さにめげず、活発に動いている。このことはわが国の経済再建に、あるいは経済民主化に、我々の会が担っている役割を自他ともに認めている一つの証左ではあるまいか」——また「注目の進歩的という同友会の特色を、早くはつきりと世間に印象づけるような業績を示したいものである」と。会員も、事務局員も一丸となつて、新しい使命に精進している様うかがえるではないか。

この臨時総会は「今後の運営方針を会員の総意に問うため」開かれたもので、大塚幹事の開会の挨拶について諸井幹事が議長となつて、進められた。

運営方針としては、部会を設置して組織強化を図ることとし、次の部会、研究会をつくることを決めた。

金融經理、貿易海運、技術、労働、経営（以上部会）

政策、経済民主化、海外経済（以上研究会）

五、「完全雇傭」の呼びかけ

国家補償打切に伴う企業整備によつて、多数の失業者が吐き出される見通しが強くなつて來たので、労働問題研究委員会では、さきの生産管理問題に対する意見をまとめた直後、七月末から「失業対策」の検討をはじめた。

この対策検討においては、すでにある失業者をどうして就職させまた救済するかということではなく、企業の再建合理化の過程で失業者を出すべきかどうか——という点が中心になつた。これについて経済安定本部および産別、総同盟の見解も参考的にきき、数日にわたつて討論したのち、多数意見を骨格として野田信夫委員長がこれを「失業対策に関する意見」としてまとめ、幹事会に提案することとなつた。

一方、さきに六月十三日、政府は社会秩序保持声明で「労資問題の解決は経営協議会で行う」との方針を明かにし、その線にそつて中央労働委員会は七月十七日「経営協議会指針」を答申していた。生産管理がさかに行われていた当時であるだけに、日常の会社業務運営に労使が話し合うことを立前とするこの「経営協議会」という機関は、労使双方にとつて大きな関心を集めた。労働者側としては「労働者の経営参加」を合法化する産業民主化の実現として受取り、経営者もまたこの機関をして「平和的交渉の場」たらしめ、争議を未然に防止する役割を担わしめようという意図から、これに賛成していた。

「失業対策意見」にはこの経営協議会の思想がおり込まれていた。即ちその活用によつて、出来るだけ失業者を出さないような方法で合理化を行い、またどうしても失業者を出さねばならぬ時には、労使合意のもとにこれを行うということを謳っていた。

「意見」の根底にある考え方は、さきの生産管理に対する見解にあつたと同じように、労働者の生活権を尊重するという立場にたつた進歩的なものであつた。しかし一面「意見」は労働者の建設的な努力をも要望していた。即ち

一、現在の状態では、企業合理化の犠牲は第一に資本家、次に経営者が負担し、労働者の犠牲は最後におくべきで、資本効率の確保よりも雇傭を重んずべきである。

一、労働組合もただ人員整理反対を叫ぶだけでなく、経営協議会を通じて民主的に、経営の合理化、労働の生産性の増進を実現することに積極的態度をとるべきである。

これが基本的態度であるが、その中で「企業合理化の犠牲」を蒙る順序を資本家、経営者、労働者と並べたのは、当時すでに「資本と経営の分離」といつた修正資本主義的な思想が、経済同友会では一応の常識になつていたことを示すものといえよう。同時に、それは当時検討されていた戦時補償打切に基く「企業再建整備法案」において、打切による損害処理を「先ず資本金の九割切捨によつて行う」という、旧い資本支配冷遇の考え方と一脉通ずるものであり、当時一般的になつていた「資本輕視」の風潮を物語るものとみることも出来る。

「意見」には次の諸点が含まれていた。

一、完全雇傭には賛成である。しかし就業者は自分たちの生活水準を下げても、失業者を出さないようにする必要がある。

その上でなおかつ生活水準を向上させるためには、労資協力して経営の「合理化」と「民主化」に努めねばならぬ。「合理化」は失業の潜在原因である努力、資材、資金の浪費を防ぐためであり、「民主化」は生活水準の圧迫と、合理化措置が、勤労者の一方的犠牲において行われなための保証である。

一、完全雇傭は労働組合の堅実にして積極的な活動なくしては考えられない。そのために(一)「経営協議会」を通じて、労働生産性の増進を積極的に行い、給与形態も能率給、技能給本位に切りかえることを支持すること、(二)生産妨害を常習とする組合幹部や組合員につき責任を負うこと、(三)合理性を無視して、一方的要求を貫徹する組合でなければ「御用組合」であるとするような初期的な観念を清算すること——が必要である。

一、完全雇傭実現の第一責任は経営者にある。経営者は経営を民主化して従業員の協力のもとに主導的に奮闘すべきである。そのため資本効率より雇傭を重んずることが現在の我国ではやむを得ない社会的要請であることを自覚することが必要である。

要するにこの「対策」は、さきにもふれたように失業者をどうするかという失業の存在を前提とした対策ではなく、今後どうしても避けられない人員整理によつて、労使対立が深刻化し社会不安の起ることを未然に予防す

るために、「このような民主的な考え方に立つて、労使協力して完全雇傭を維持していこうではないか」という、労使双方への「呼びかけ」にほかならぬ。当時産別系組合を中心に「働くものの手による生産復興」の運動が展開され「産業復興会議」結成の気運が濃厚であつたが、この「失対意見」は、経営者側からこの動きに反応を示したという意味もあつた。

この「失業対策意見」が十月九日の幹事会に提案されるや、当時すでに労組側の十月闘争も高まつていたことでもあり、果して異論が出て、結局採否の決定は持越されるにいたつた。席上述べられた代表的な反対意見は次のようであつた。

一、いまの失業問題の原因は敗戦に伴つて産業の規模が小さくなつたことにある。従つて産業再編成計画を政府が速かにたてることが先決の問題である。

一、失業対策は経済再建の根本問題を前提としなければ考えられない。完全雇傭の問題にしても、資本主義体制でいくか、社会主義体制でいくか、その根本的態度を決めねば結論は出ない。

一、再建の障害の根本は労働者が働かないことである。働く意欲を出させるためには完全雇傭ではなく、むしろ失業者を思いきつて出し、失業者は失業者として救済していくことが必要なのではないか。

「就職者を出来るだけ離職させないで雇傭し、その線で完全雇傭を実現していこう」という意見と「労働者を働かせるために失業者を出した方がよい」という意見と、まさに「修正資本主義」思想と旧いオーソドックスの

資本主義思想との対照である。さきに生産管理に対する見解が論議された時と同じような意見の対立が、大体同じような発言者の間に見られたのである。

